

報道機関各位

税務課 市民税係

タイトル 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金控除の特例について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	イベント中止等によるチケットの払戻請求権を放棄した場合の寄附金控除について
日時	
場所・住所	
趣旨・目的（PRしたいこと）	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止等（中止・延期・規模縮小）した文化芸術又はスポーツに関するイベントについて、入場料金等の払い戻しを受けない（放棄する）場合、その金額（上限20万円）分所得税の寄附金控除が受けられます。</p> <p>個人住民税については、所得税の寄附金控除の対象となるもののうち、条例で定められたものが寄附金控除の対象となり、赤穂市では、文部科学大臣の指定を受けたものすべてが対象となります。</p> <p>※ 所得税の寄附金控除の対象となる文部科学大臣の指定を受けたイベントについては、文化庁及びスポーツ庁のHPをご覧ください。</p> <p>※ 控除を受けるためには、イベント主催者から入手した「指定行事証明書の写し」と「払戻請求権放棄証明書」を添付して確定申告を行う必要があります。</p>
問い合わせ先	部課係名：総務部税務課市民税係 担当者名：澁谷 電話：0791-43-6803 内線（2115） FAX：0791-43-6892

添付資料（有・無）

○ホームページへの掲載（有・無）